



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 297 号

平成 30 年 4 月 5 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪府野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

自動車税や軽自動車税の節税方法

新規登録の自動車は月初めに登録

自動車税は、原則として毎年 4 月 1 日現在の自動車の所有者にかかる道府県税（普通税）である。対象となるのは、乗用車やトラックなどで、軽自動車、二輪の小型自動車及び大型特殊自動車は除かれる。乗用車の標準税率は総排気量、自家用・営業用に応じて異なり、例えば、1.5 リットル超 2.0 リットル以下の自家用車で年間 3 万 9500 円だ。納税は、都道府県知事から交付される納税通知書によって、5 月中に行う。

節税のカギは購入時期を考慮することにある。年度の途中で新規登録した場合の自動車税は「新規登録した月の翌月から 3 月までの月割分」で計算され、登録した月分の自動車税は課税されない。つまり、月末近くよりは月初めに登録したほうが得することになる。例えば、3 月 31 日に新規登録すると 4 月から翌年 3 月までの 1 年分の支払いだが、4 月 1 日に新規登録すると 5 月から翌年 3 月までの 11 カ月分の支払いとなる。

さらに節税効果が高いのは軽自動車税だ。軽自動車税も毎年 4 月 1 日現在の所有者に対して課税される市町村税だが、軽自動車の場合は月割制度がないので、取得した翌年から課税される。年度内に購入した場合には、翌年 4 月まで税金がかからないので、4 月 2 日以降の早い時期に購入すると、約 1 年分の軽自動車税が節約できることになる。車両本体の価格変動も考慮しながら、購入時期を検討するのが賢い選択といえる。